

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 → { 不動産所得用
事業所得用
山林所得用

(平成 年分)
令和

氏名 _____

債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則	①	
	計画に基づき免除を受けた債務の金額	②	円
	債務の免除を受けた年月日	③	年 月 日
	計画に定められている債務免除等を行う金融機関等	④	
事業の用に供される資産	資産の区分	⑤	減価償却資産・繰延資産・繰延消費税額等
	減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額等	⑥	円
	準則に定められた方法により評価が行われた資産の価額	⑦	
	資産の損失の額 (⑥ - ⑦)	⑧	(赤字のときは0)
⑧の損失の額がないものとして計算した不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額		⑨	(赤字のときは0)
⑧のうち必要経費算入額 (⑧と⑨のうち少ない方の金額)		⑩	

債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 28 条の 2 の 2 又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 3 の 3 に規定する債務処理計画に基づき、その有する債務の免除を受けた場合において、減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けるときに使用します。

この明細書及び債務処理計画に関する書類については、この特例の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、当該免除により受ける経済的な利益の価額について所得税法（以下「所法」といいます。）第 44 条の 2 第 1 項の規定を受ける場合には、措法第 28 条の 2 の 2 又は震災特例法第 11 条の 3 の 3 の規定を適用することはできませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、債務の免除を受けた金額を書いてください。
- (2) 「⑤」欄は、該当する資産を○で囲んでください。
- (3) 「⑥」欄には、資産の区分に応じて次の金額を書いてください。

イ 減価償却資産 …………… 債務の免除を受けた日にその減価償却資産の譲渡があったものとみなして所法第 38 条第 2 項の規定（その減価償却資産が昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第 61 条第 3 項の規定）を適用した場合にその減価償却資産の取得費とされる金額に相当する金額

ロ 繰延資産 …………… その繰延資産の額からその償却費として所法第 50 条の規定により債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額（以下「事業所得等」といいます。）の計算上必要経費に算入される金額の累積額を控除した金額

ハ 繰延消費税額等 …… その繰延消費税額等のうち既に所得税法施行令（以下「所令」といいます。）第 182 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により当該債務の免除を受けた日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額を当該繰延消費税額等から控除した金額

なお、この特例の適用を受けた方が、次の①から③の計算をする場合、措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項の規定により不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされた金額に相当する金額は、その有する債務の免除を受けた日において、当該減価償却資産若しくは繰延資産の償却費としてその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち既に所令第 182 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその者の同日の属する年分以前の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額とみなすこととなりますのでご注意ください。

- ① 減価償却資産又は繰延資産につき所法第 49 条第 1 項又は第 50 条第 1 項の規定により措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項に規定する債務処理計画に基づきその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償却費の額を計算する。
- ② 繰延消費税額等につき所令第 182 条の 2 第 4 項の規定によりその有する債務の免除を受けた日以後の期間に係る事業所得等の金額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする。
- ③ 措法第 28 条の 2 の 2 第 1 項に規定する対象資産につきその有する債務の免除を受けた日以後譲渡（所法第 33 条第 1 項の譲渡をいいます。）、相続、遺贈又は贈与があった場合において事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算する。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 28 条の 2 の 2、震災特例法第 11 条の 3 の 3